

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

診療報酬明細書（写）等の提供について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 73 条、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 41 条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 66 条並びに健康保険法第 78 条、国民健康保険法第 45 条の 2 及び高齢者の医療の確保に関する法律第 72 条に基づく保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）並びに保険医及び保険薬剤師の指導又は報告等に係る業務（以下「指導監査業務」という。）については、厚生労働大臣又は都道府県知事が実施するとされているところです。

この地方厚生（支）局及び都道府県による指導監査業務の実施に当たっては、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成 7 年 12 月 22 日保発第 117 号）別添 1 「指導大綱」において、個別指導の方法について「指導は、原則として指導月以前の連続した 2 ヶ月分の診療報酬明細書に基づき、関係書類等を閲覧し、面接懇談方式により行う。」とされていることから、対象の保険医療機関等に係る診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（以下「明細書」という。）を保有する全国健康保険協会、健康保険組合、市区町村又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者」という。）に対して明細書の写しの提供依頼を行い、それに基づいた適正な指導監査業務の遂行に努めていただくようお願いいたします。

また、指導監査業務の実施のために、保険者が保有する明細書等の必要な情報を都道府県主管課又は指導監査業務を実施する地方厚生（支）局若しくは同局都府県事務所に提供する場合には、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 1 項の規定に基づき、当該提供を含め、保険者として必要な業務を、同法第 61 条第 1 項により保険者が利用目的（同法第 61 条第 3 項により利用目的の変更を行う場合を含む。）として特定することにより、提供が可能な旨申し添えます。

なお、本件は、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）※を踏まえた対応になります。

※「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）

(30) 国民健康保険法（昭 33 法 192）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法

80)

（i）都道府県及び地方厚生（支）局における円滑な事務の実施に資するよう、保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容及び診療報酬の請求に関する指導、報告等（国民健康保険法 41 条 1 項及び 45 条の 2 第 1 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律 66 条 1 項及び 72 条 1 項）に必要となる診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集の根拠を明確化し、都道府県及び地方厚生（支）局に令和 6 年度中に通知する。